

市第46号議案

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条第 2 項中「100 分の 132.5」を「、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号。以下「期末・勤勉手当条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に乗じる割合（同項に規定する管理職員に適用するものを除く。）」に、「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第 2 条第 1 項」を「同項」に改め、同条第 3 項中「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例」を「期末・勤勉手当条例」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 8 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者に限る。）に支給する。

2 前項の勤勉手当の額は、第 3 条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、それぞれその基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて期末・勤勉手当条例第 3 条第 1 項の表に定める割合に勤務成績に応じて市長が定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、第 3 条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、期末・勤勉手当条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する割合（同号に規定する管理職員に適用するものを除く。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 期末・勤勉手当条例第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 の規定は、会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等のため、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（給与）

第 2 条 この条例において「給与」とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいい、同項第 1 号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）、超過勤務手当に相当する報酬、~~期末手当及び勤勉手当~~をいう。

（期末手当）

第 8 条 （第 1 項省略）

2 前項の期末手当の額は、第 3 条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、横浜市職員に対する期末手当
100 分の 132.5
及び勤勉手当に関する条例（昭和 31 年 12 月横浜市条例第 48 号。以下「期末・勤勉手当条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額
の合計額に乗じる割合（同項に規定する管理職員に適用するものを除く。）を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項
横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 31 年 12 月横

横浜市条例第48号）第2条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 期末・勤勉手当条例 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条の2及び第2条の3の規定は、会計年度任用職員に支給する期末手当について準用する。

（勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者に限る。）に支給する。

- 2 前項の勤勉手当の額は、第3条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、それぞれその基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて期末・勤勉手当条例第3条第1項の表に定める割合に勤務成績に応じて市長が定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た割合を、乗じて得た額とする。

- 3 前項の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、第3条の規定に基づき会計年度任用職員ごとに定められた給料等の額に、期末・勤勉手当条例第3条第2項第1号に規定する割合（同号に規定する管理職員に適用するものを除く。）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 期末・勤勉手当条例第2条の2及び第2条の3の規定は、会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。